

令和7年度ソフトピアジャパンセンター及び県営住宅ソピア・フラッツの  
管理に関する年度協定書

岐阜県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、令和 年 月 日に締結したソフトピアジャパンセンター及び県営住宅ソピア・フラッツの管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）第26条の規定に基づき、次のとおり、ソフトピアジャパンセンター及び県営住宅ソピア・フラッツ（以下「本施設」という。）の管理に関する年度協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、基本協定に定める本施設の管理運營業務に関し、令和7年度の事業計画及び指定管理料の額、支払方法等の詳細について定めることを目的とする。

（事業計画）

第2条 令和7年度の事業計画は、別紙1の事業計画書に定めるとおりとする。

（指定管理料）

第3条 甲は、令和7年度の指定管理料を、別紙2に定めるとおり乙に支払うものとする。

（本協定の変更）

第4条 本協定の締結後、その締結内容によることが不相当と認められる事情が生じたときは、基本協定の定めに抵触しない限度において、甲及び乙において協議の上、本協定の規定を変更することができる。

（疑義についての協議）

第5条 本協定の解釈について疑義を生じたとき、又は本協定に特別の定めのない事項があるときは、基本協定の定めに抵触しない限度において、甲及び乙において協議の上、これを定めるものとする。

甲及び乙は、上記のとおり令和7年度ソフトピアジャパンセンター及び県営住宅ソピア・フラッツの管理に関する年度協定を締結したので、その証拠として本協定書2通を作成し、各通に甲及び乙が記名押印した上、各自1通を所持する。

令和7年4月1日

甲 岐阜県  
代表者 岐阜県知事 印

乙  
代表者 印



別紙2（第3条関係）

1 指定管理料は、下記のとおりとする。

項 目	金 額
令和7年 4月分指定管理料	円
令和7年 5月分指定管理料	円
令和7年 6月分指定管理料	円
令和7年 7月分指定管理料	円
令和7年 8月分指定管理料	円
令和7年 9月分指定管理料	円
令和7年10月分指定管理料	円
令和7年11月分指定管理料	円
令和7年12月分指定管理料	円
令和8年 1月分指定管理料	円
令和8年 2月分指定管理料	円
令和8年 3月分指定管理料	円
計	円

2 乙は、上記1に定める指定管理料を、当該月の末日以降に請求するものとする。

3 甲は、上記2の正当な請求書を受理したときは、その日から30日以内に請求金額を支払うものとする。